

現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

◎雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （基本手当の支給に関する暫定措置）</p> <p>第四条 第十三条第三項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）であつて、支給資格に係る離職の日が平成二十一年三月三十一日から平成二十六年三月三十一日までの間であるものに係る基本手当の支給については、当該支給資格者（第二十二條第二項に規定する支給資格者を除く。）を第二十三條第二項に規定する特定支給資格者とみなして第二十條、第二十二條及び第二十三條第一項の規定を適用する。</p> <p>（給付日数の延長に関する暫定措置）</p> <p>第五条 支給資格に係る離職の日が平成二十六年三月三十一日以前である支給資格者（第二十二條第二項に規定する支給資格者以外の支給資格者のうち第十三條第三項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）である者及び第二十三條第二項に規定する特定支給資格者に限る。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものについては、第三項の規定による期間内の失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。）について、所定給付日数（当該支給資格者が第二十條第一項及び第二項の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数。</p>	<p>附則 （基本手当の支給に関する暫定措置）</p> <p>第四条 第十三条第三項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）であつて、支給資格に係る離職の日が平成二十一年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日までの間であるものに係る基本手当の支給については、当該支給資格者（第二十二條第二項に規定する支給資格者を除く。）を第二十三條第二項に規定する特定支給資格者とみなして第二十條、第二十二條及び第二十三條第一項の規定を適用する。</p> <p>（給付日数の延長に関する暫定措置）</p> <p>第五条 支給資格に係る離職の日が平成二十四年三月三十一日以前である支給資格者（第二十二條第二項に規定する支給資格者以外の支給資格者のうち第十三條第三項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）である者及び第二十三條第二項に規定する特定支給資格者に限る。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものについては、第三項の規定による期間内の失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。）について、所定給付日数（当該支給資格者が第二十條第一項及び第二項の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数。</p>

次項において同じ。)を超えて、基本手当を支給することができる。

一・二 (略)

2～4 (略)

(就業促進手当の支給を受けた場合の特例に関する暫定措置)

第十条 第五十七条第二項第一号に規定する再離職の日が平成二十一年三月三十一日から平成二十六年三月三十一日までの間である受給資格者に係る同条の規定の適用については、同条第二項中「いずれか」とあるのは、「いずれか又は再離職について第十三条第三項に規定する特定理由離職者」とする。

次項において同じ。)を超えて、基本手当を支給することができる。

一・二 (略)

2～4 (略)

(就業促進手当の支給を受けた場合の特例に関する暫定措置)

第十条 第五十七条第二項第一号に規定する再離職の日が平成二十一年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日までの間である受給資格者に係る同条の規定の適用については、同条第二項中「いずれか」とあるのは、「いずれか又は再離職について第十三条第三項に規定する特定理由離職者」とする。

◎特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （雇用勘定の積立金の特例等）</p> <p>第二十条の三 平成二十二年度から平成二十五年度までにおいて、第百三条第三項の規定による雇用勘定の積立金は、同条第五項の規定によるほか、雇用安定事業費（雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業に要する費用に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。</p> <p>2 平成二十二年度から平成二十五年度までにおいては、雇用勘定において、各年度の第百三条第三項に規定する二事業費充当歳入額から当該年度の同項に規定する二事業費充当歳出額を控除して不足がある場合であつて、第百四条第四項の規定により雇用安定資金から補足してなお不足があるときは、同勘定の積立金から当該不足分を補足することができる。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>附則 （雇用勘定の積立金の特例等）</p> <p>第二十条の三 平成二十二年度及び平成二十三年度において、第百三条第三項の規定による雇用勘定の積立金は、同条第五項の規定によるほか、雇用安定事業費（雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業に要する費用に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。</p> <p>2 平成二十二年度及び平成二十三年度においては、雇用勘定において、各年度の第百三条第三項に規定する二事業費充当歳入額から当該年度の同項に規定する二事業費充当歳出額を控除して不足がある場合であつて、第百四条第四項の規定により雇用安定資金から補足してなお不足があるときは、同勘定の積立金から当該不足分を補足することができる。</p> <p>3・4 （略）</p>